

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について

令和8年1月14日
「緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議」
文部科学省配付資料より作成

令和8年1月26日
第153回初等中等教育分科会
参考資料8

○今般の生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散により、

- ①安全・安心であるべき学校における重大な暴力行為・いじめの発生や、
- ②児童生徒が受けている被害を、学校・教育委員会等が十分に把握できていないといった点への懸念が生じており、また、
- ③SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれが広がっている。

○児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会において、以下の点について、取り組んでいただきたい。

①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

○各学校において、三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任やスクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただきたいこと

②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

○児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを、三学期中に、児童生徒に対して改めて指導いただきたいこと。また、学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にし、その方針を学校内だけではなく、家庭や地域とも共有するなど、暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備いただきたいこと

○首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他の関係機関が整備している相談窓口の周知徹底を図るとともに、担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境整備を進めていただきたいこと

③被害児童生徒の安全確保と心身のケア

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと

○事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと

④加害児童生徒への毅然とした対応

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめを行った児童生徒には、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと

○あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為・いじめに及ぶことのないよう指導を行っていただきたいこと

⑤SNS等による投稿・拡散への対応

○認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応いただきたいこと。とりわけ、SNS等に、暴力行為・いじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと

○匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。②で実施をお願いした暴力行為・いじめに関する指導とあわせ、三学期中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施いただきたいこと

SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた子どもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について

令和8年1月16日
「いじめ防止対策に関する
関係省庁連絡会議」資料2より作成

現在、SNS上で、子どもによる暴力行為等の動画が投稿・拡散され、「学校において、犯罪行為にも該当し得る暴力行為・いじめが発生し、それが見過ごされているのではないか」との懸念が広がっている。また、こうした動画の投稿・拡散により、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれもある。このような状況を踏まえ、いじめ防止対策に関する関係省庁において緊急に対応すべき事項を、以下のとおり整理する。

子どもが安全・安心に過ごすことができる環境の整備

①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

・各学校において、三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任・スクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行うよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

②暴力行為・いじめを許容せず、これらを受けた・目撃した子どもが声を上げられる環境の整備

・児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを三学期中に、学校において、児童生徒に対して改めて指導すること及び学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することを明らかにし、警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にするなど、暴力行為・いじめを決して許容しない環境を整備することについて、教育委員会等に対して指導を行うとともに、社会への啓発を図ること。（子ども家庭庁・文部科学省）

・暴力行為・いじめを受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が相談しやすくなるよう、各省庁が整備する相談窓口を一覧化し、教育委員会等や学校及び子どもに関わる機関等を通じて、子どもや保護者に周知すること。（子ども家庭庁・文部科学省・法務省）

事案発生時の早期対応

③確認された暴力行為・いじめ事案への適切な対応（被害児童生徒の安全確保、加害児童生徒への毅然とした対応）

・SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、学校・教育委員会等において、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境を確保するよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

・犯罪行為に該当する暴力行為やいじめを行った児童生徒に対しては、警察等の関係機関と連携して対応するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行うよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

④暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合の迅速な事実確認

・認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応するよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた 子どもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について

SNS等における人権侵害等への対処

⑤人権侵害につながりかねない動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段の周知や関係機関等の連携強化

・人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段について、総務省・法務省等関係省庁において改めて普及啓発を図るとともに、教育委員会等及び子どもに関わる機関等を通じて、学校や保護者に周知すること。（子ども家庭庁・文部科学省・総務省・法務省・警察庁）

・事案発生時に、学校・教育委員会等が速やかに関係機関等と連携が取れるよう、緊急時に備えて相談・通報窓口を整理し、各教育委員会等に対して通知するとともに、学校等からの相談への対応のため、法務局等の関係機関に対して協力要請を行うこと。（文部科学省・総務省・法務省・警察庁）

・プラットフォーム事業者に対して、こどもたちの人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷の投稿・拡散について、各事業者の利用規約に則った削除等の対応を迅速に行いうよう、協力要請を行うこと。（総務省）

⑥SNS等における誹謗中傷などによる人権侵害のおそれ等も含めた、情報モラル教育の実施や広報啓発活動の推進

・匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されないことから、関係省庁で連携して、情報モラル教育を実施するとともに、広報啓発を推進すること。（子ども家庭庁・文部科学省・総務省・法務省）

⑦SNS等における悪質な書き込みは刑罰（名誉毀損罪・侮辱罪等）の対象となり得ることについての周知・啓発

・SNS等における誹謗中傷や悪質な書き込み・投稿は、名誉毀損罪や侮辱罪等に該当し得る場合があることについて、事例とともに、こどもを含め、広く国民一般に周知・啓発を行うこと。（警察庁・法務省・総務省）